

発行
尼崎市資産統括局
税務管理部税務管理課
尼崎市東七松町 1-23-1
TEL 06-6489-6243

固定資産税・都市計画税について



回 覧							(水)日	(金)		
							(木)日	(土)日		



個人市民税・県民税の申告はお早めに

受付窓口は大変混雑しますので、申告書の提出は郵送でお願いします。持参する場合はあらかじめ記入してください。

駐車場のない申告・相談会場もあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

受付期間

平成 25 年 2 月 18 日（月）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで

提出が必要な人

平成 25 年 1 月 1 日現在、住所が市内にある人（住所は市外でも、事務所や事業所、家屋敷を市内に持っている人を含む。）は、平成 25 年度分個人市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに当てはまる人は提出不要です。

- ① 税務署に平成 24 年分所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成 24 年中の合計所得金額が基礎控除額（33 万円）以下の人
- ③ 平成 24 年中の所得が給与や年金（企業年金を含む。）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ平成 25 年度の支払報告書が提出される人

提出書類

- ・平成 25 年度分個人市民税・県民税申告書
- ・平成 24 年中の所得の明細書（源泉徴収票、給与明細・収支（所得）内訳書など）
- ・平成 24 年中に支払った医療費の領収書、生命保険料・地震保険料や国民年金保険料の控除証明書など支払金額が分かる書類（コピー可）

提出方法

昨年度実績などから、提出が必要と考えられる人のご自宅へは、2 月中旬までに申告書を郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせいただくか、受付会場を次のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書を記入していただき、直接会場へお越しください。

会場	日程(午前9時から午後5時30分まで)
市役所南館2階ロビー	2月18日(月)～3月15日(金)(平日のみ)
大庄支所2階ホール	2月21日(木)
立花支所3階ホール	2月26日(火)
武庫支所3階ホール	2月27日(水)
園田東会館2階会議室	2月27日(水)
園田支所3階ホール	2月28日(木)・3月1日(金)
小田支所3階ホール	3月7日(木)・8日(金)

【注1】①に該当しなくなった人（年金 400 万円以下で他の所得 20 万円以下の人）も、②または③に該当すれば、提出不要です。

【注2】所得税の還付を受ける人や、損失を繰り越す人は、これまでどおり税務署に確定申告書を提出してください。

【注3】③に該当する人のうち、医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市役所に申告書を提出してください。

【注4】所得税の確定申告書を提出された場合、個人市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、個人市民税・県民税の申告をもって、所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんので、ご注意ください。

確定申告が不要の人でも

個人市民税・県民税の申告が必要な場合があります！

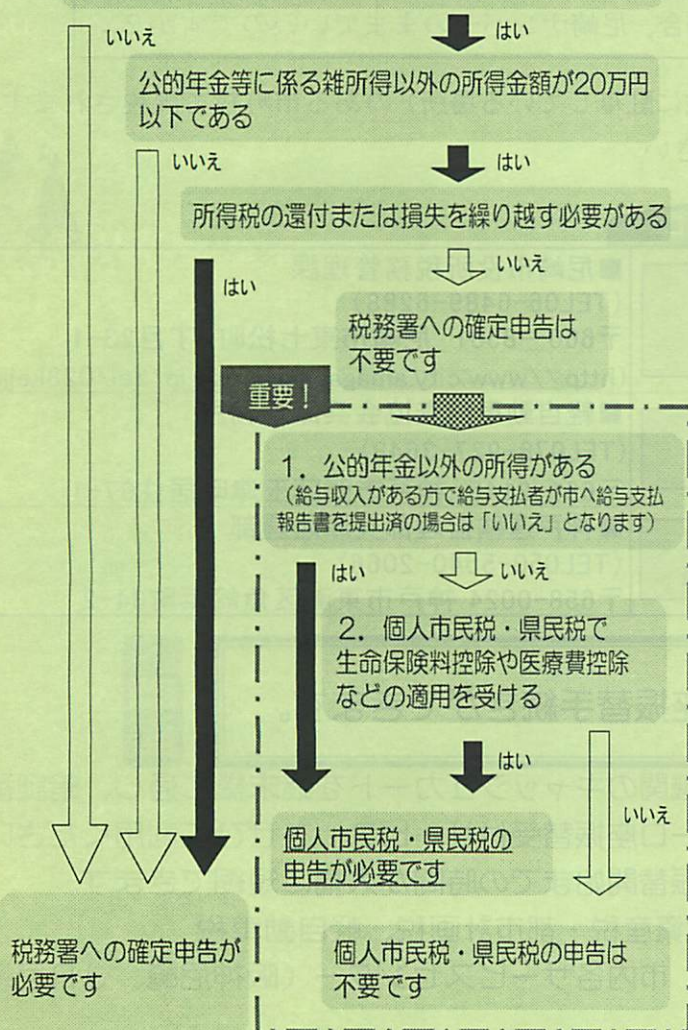


平成 23 年分の申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました（ただし、所得税の還付を受ける人、もしくは株式等の損失を繰り越す人については、確定申告が必要です。）。

確定申告が不要の人であっても、個人市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。以下のフローチャートでお確かめください。

公的年金等の収入がある人の申告について

公的年金等の収入金額（2つ以上公的年金がある場合は、その合計額）が、400万円以下である



確定申告が不要の人でも、以下に該当する場合は個人市民税・県民税の申告が必要となります。

1. 公的年金の収入以外に所得がある人

公的年金以外の所得が20万円以下であっても個人市民税・県民税は必ず申告が必要となります（公的年金以外で給与収入のみの人は、給与支払者が市へ給与支払報告書を提出している場合には申告の必要はありません。）。ただし、公的年金以外に収入がない場合でも、2に該当する人は個人市民税・県民税の申告が必要です。

2. 個人市民税・県民税で生命保険料控除や医療費控除などの適用を受けたい人

1に該当しない人であっても、所得控除や税額控除を申告する人は個人市民税・県民税の申告が必要となります。

個人市民税・県民税の申告が必要と思われる人への申告書発送について

平成22年分所得税の確定申告書を税務署に提出された人のうち、平成23年分においては税務署への確定申告が不要となり、代わりに個人市民税・県民税の申告をされた人などに対しては申告書を2月中旬までに郵送します。このことにつきまして、ご不明な点がございましたら市民税課までお問い合わせください。





軽自動車税のお知らせ



Q 1 いつの時点でバイクや軽自動車を所有していたら、課税されますか？

A 1 軽自動車税は毎年4月1日現在にバイクや軽自動車・小型特殊自動車を所有している人に課税されます。4月1日以前に譲渡や廃車（スクラップ）をされても、手続きをしていなければ元の所有者に課税されます。名義変更や廃車手続きは4月1日までをお願いします。

Q 2 軽自動車（バイク等）が盗難にあい、警察に被害届を出したので、今年からは課税されませんか？

A 2 被害届を出していても課税されるため、市役所で別途盗難廃車の手続きをしてください。手続きの際、被害届を出した警察署の受理番号・被害日・被害届の提出日・被害届を出した警察署（交番）名が必要です。

Q 3 軽自動車（バイク等）が盗難以外の理由により手元にはないのですが、廃車手続きは必要ですか？

A 3 原付バイク等の廃車手続きには、ナンバープレートと原動機付自転車登録票が必要ですが、ナンバープレートがない場合、返納できない理由を申し立ていただき廃車手続きをお受けします。その他の軽自動車等につきましては、下表のお問い合わせ窓口までお願いします。

Q 4 尼崎市外に原付バイクをもって転出する場合、尼崎ナンバーのままでいいのですか？

A 4 4月1日時点で、原付バイク等の定置場（主に駐車している場所）のある市町村で課税されます。引越の際には、廃車手続きを必ずしてください。



手続きが必要な場合

- 住所が変わったとき
- 他人に譲るとき
- 回収業者に引き渡すとき
- 盗難にあったとき
- 使用不能で処分するとき

※普通自動車のお問い合わせ窓口は、尼崎管轄の西宮県税事務所(0798-23-7788)です。

お問い合わせ窓口

- 原動機付自転車
- 小型特殊自動車
- ミニカー

- 3輪・4輪以上の軽自動車

- 軽2輪車
- 2輪の小型自動車

■尼崎市役所税務管理課
(TEL06-6489-6288)

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1

(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/zei/028keiji.html>)

■軽自動車検査協会兵庫事務所
(TEL078-927-3648)

〒651-2145 神戸市西区玉津町居住67-1

■神戸運輸監理部兵庫陸運部
(TEL050-5540-2066)

〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2



キャッシュカードで口座振替手続きができます。



口座振替手続きには、市役所の窓口で金融機関のキャッシュカードを端末機に通し、暗証番号を入力するだけで手続きが完了する「ペイジー口座振替受付サービス」をぜひご利用ください。

口座届出印の押印が不要で、申込みから口座振替開始までの時間が大幅に短縮できます。

対象税目：市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

受付場所：尼崎市役所南館2階納税課、市内各サービスセンター（阪神尼崎、JR尼崎、阪急塚口）

対象金融機関：三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、十三信用金庫、ゆうちょ銀行

お問い合わせは納税課まで TEL06-6489-6285